

町職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法の規定に違反する行為により、町職員の懲戒処分を行いましたので、その内容等について公表します。

1. 処分年月日

令和4年11月14日付

2. 処分内容

被処分者

税務課 一般事務職 50歳代 男性 給料月額額の10分の1 3月減給

税務課 一般事務職 50歳代 男性 戒告（管理監督責任）

3. 処分理由等

（1）事案の概要

令和3年4月から令和4年9月までの約1年半の間、税務署で受け付けをした確定申告データを未処理のまま放置したことにより、事故が判明するまでの間、申告者への課税漏れ及び還付漏れが発生した。

（2）処分理由

本件は、その職務を怠たり、町民の信頼を損ない、町職員全体の信用を失墜させた行為で、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する。よって同法第29条第1項第2号の規定に基づき処分するものである。併せて、当時の上司に対し、管理監督者責任として戒告処分を行う。

4. 今後について

職員一人ひとりが、全体の奉仕者であるという自覚を強く喚起し、複数での確認作業を行うとともに、二度とこのようなことがないように再発防止に努めてまいります。